

## (4) 液石法第14条書面交付時の透明化の促進

### 課題

- LPガス販売事業者が消費者と契約を締結したときは、液石法第14条及び同法施行規則第13条に基づき、LPガスの価格の算定方法などの料金に関する事項や、消費設備の所有権がLPガス販売事業者にある場合の販売契約解除時における消費設備の精算額などを記載した**書面を交付**することとされている。
- しかしながら、「基本料金があることを知らなかった」、「料金について説明がない」との苦情や、販売契約解除時における**設備の精算**を巡ってLPガス販売事業者と消費者間のトラブルが後を絶たない。

### LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

液石法第14条書面を交付する際に、料金に係る事項を説明することを、**取引適正化ガイドライン**で明示  
〈液石法第14条に定める書面を交付するときの説明〉

- 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が液化石油ガスの供給を受けることで負担することとなる費用を巡るトラブルを未然に防止するため、一般消費者等に対して液石法第14条に定める書面を交付するときに、当該書面に記載されている事項のうち**次の事項について説明を行う**ことが必要である。

〈説明事項〉①液石法省令第13条第5号に定める事項、②液石法省令第13条第6号に定める事項、③液石法施行規則第13条第7号に定める事項、  
④液石法施行規則第13条第8号に定める事項、⑤液石法施行規則第13条第9号に定める事項

- なお、一般消費者等からの求めにより、液石法第14条に定める書面を交付するときに説明を行うことができない場合には、当該書面を交付した後に説明を行うことは許容される。
- また、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、液化石油ガス販売事業者から**説明を受けた旨を、一般消費者等による署名等が付された書面により確認する**ことが必要である。